（日本国外務省から在本邦欧州連合代表部あての口上書）

欧政策第二一七一号

口上書

外務省は、在本邦欧州連合代表部に敬意を表するとともに、二千九年十一月三十日付け口上書DELJPN HOD/HR/K229 (2009) D/2372、二千十年二月一日付け口上書DELJPN CHAN/HR D (2010) D2517/K012及び二千十年四月六日付け口上書DELJPN CHAN/HR D (2010) D2705/K034に関し、日本国政府と欧州共同体又は欧州共同体委員会との間で締結され、欧州連合に関する条約及び欧州共同体の設立に関する条約を改正するリスボン条約（リスボン条約）が効力を生じた時点で効力を有していた以下に掲げる国際約束が、引き続き効力を有し、本口上書附属に列挙される必要な読替えを行って、実施されるとの日本国政府の認識を貴代表部に伝達する光栄を有する。

1　相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定

2　反競争的行為に係る協力に関する日本国政府と欧州共同体との間の協定

3　税関に係る事項における協力及び相互行政支援に関する日本国政府と欧州共同体との間の協定

4　欧州共同体委員会の代表部の設置並びにその特権及び免除に関する日本国政府と欧州共同体委員会との間の協定

外務省は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて在本邦欧州連合代表部に敬意を表する。

平成二十二年六月二十一日に東京で

附属一

相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定の一部を次のとおり読み替える。

本協定名称中、「欧州共同体」を「欧州連合」に読み替える。

本協定前文中、「欧州共同体」を「欧州連合」に読み替える。

第十二条中、「及び欧州共同体を設立する条約が同条約」を「並びに欧州連合に関する条約及び欧州連合の運営に関する条約がこれらの条約」に読み替える。

第十五条3(b)中、「欧州共同体」を「欧州連合」に読み替える。

通信端末機器及び無線機器に関する分野別附属書第B部の次の節中、「欧州共同体」を「欧州連合」に読み替える。

―第一節

―第二節

―第三節

―第四節

電気製品に関する分野別附属書第B部の次の節中、「欧州共同体」を「欧州連合」に読み替える。

―第一節

―第二節

―第三節

―第四節

化学品に係る優良試験所基準（GLP）に関する分野別附属書第B部の次の節中、「欧州共同体」を「欧州連合」に読み替える。

―第一節

―第二節

―第三節

医薬品に係る優良製造所基準（GMP）に関する分野別附属書第A部2(a)中、「欧州共同体」を「欧州連合」に読み替える。

医薬品に係る優良製造所基準（GMP）に関する分野別附属書第B部の以下の節中、「欧州共同体」を「欧州連合」に読み替える。

―第一節

―第二節

附属二

反競争的行為に係る協力に関する日本国政府と欧州共同体との間の協定の一部を次のとおり読み替える。

本協定名称中、「欧州共同体」を「欧州連合」に読み替える。

本協定前文中、「欧州共同体」を「欧州連合」に読み替える。

第一条2(b)中、「欧州共同体を設立する条約第二百九十九条1」を「欧州連合に関する条約第五十二条1」に読み替える。

第一条2(d)(i)中、「欧州共同体を設立する条約第八十一、八十二及び八十五条」を「欧州連合の運営に関する条約第百一条、百二条及び第百五条」に読み替える。

第一条2(f)中、「欧州共同体を設立する条約」を「欧州連合に関する条約及び欧州連合の運営に関する条約」に読み替える。

次の条文中、「欧州共同体」を「欧州連合」に読み替える。

―第一条2(b)

―第一条2(c)(i)

―第一条2(d)(i)

―第一条2(g)

―第二条2(b)

―第二条3(a)

―第二条4(a)

―第六条3(d)

―第九条6

―第十条1

―第十条5

合意された議事録中、「欧州共同体」を「欧州連合」に読み替える。

附属三

税関に係る事項における協力及び相互行政支援に関する日本国政府と欧州共同体との間の協定の一部を次のとおり読み替える。

本協定名称中、「欧州共同体」を「欧州連合」に読み替える。

本協定前文中、「欧州共同体」を「欧州連合」に、「共同体」を「連合」にそれぞれ読み替える。

次の条文中、「共同体」を「連合」に読み替える。

―第一条(a)

―第一条(b)

―第一条(c)

―第六条2

―第六条3

―第十五条1

―第十六条1

―第十六条2

第二条中、「及び他方において欧州共同体を設立する条約が同条約」を「並びに他方において欧州連合に関する条約及び欧州連合の運営に関する条約がこれらの条約」に読み替える。

第二十一条1中、「共同体」を「連合」に読み替える。

附属四

欧州共同体委員会の代表部の設置並びにその特権及び免除に関する日本国政府と欧州共同体委員会との間の協定の一部を次のとおり読み替える。

本協定名称中、「欧州共同体委員会の代表部」を「欧州連合の代表部」に、「欧州共同体委員会」を「欧州連合」にそれぞれ読み替える。